

障害者権利条約のコンセプト

障害のあるすべての人々が
他の人と平等に、自ら選択
することができる機会を保障
= Choice (自己選択)

地域社会の中で生活する権利、
(本人にとって) 意味のある
生活を送ることを保障
= Control (主導権)

『医学モデル』⇒『社会・人権モデル』
支援付き意思決定の仕組みの確立

意思決定支援(支援付き意思決定)を適切に理解するための4つのポイント

- 支援付き意思決定（意思決定支援）は、障害者権利条約に基づく「**社会モデル**」「**人権モデル**」の考え方が基礎にあること。
- 本来の意思決定支援は、**どんな人にも意思がある**ことを大前提に、「**本人の心からの希望**」の探求から始まるものであること。
- 意思決定支援を取り組むにあたっては、最善の利益に寄りがちな「**支援者フィルター**」や周囲の理解も含めた「**支援者側の壁**」がある。そのため、ガイドライン等を活用し、意思決定支援に取り組みやすくなる**チーム体制の構築**が重要であること。
- 意思決定支援のゴールは個々の意思決定そのものではなく、本人の**チョイス&コントロール**（自己選択と主導権）が保障されることで、**自己効力感**が高められていくことに重要な意義があること。